

保保発0201第1号
保国発0201第1号
保高発0201第1号
平成29年2月1日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
後期高齢者医療主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局長
全国健康保険協会理事長
健康保険組合理事長

】 殿

厚生労働省保険局保険課長
（公印省略）
厚生労働省保険局国民健康保険課長
（公印省略）
厚生労働省保険局高齢者医療課長
（公印省略）

労災認定された傷病等に対して過去に医療保険から給付を受けていた場合における給付の調整について

労災認定された傷病等に対して、過去に医療保険から給付を受けていた被保険者等（被保険者及び被扶養者をいう。以下同じ。）については、これまで、医療保険からの給付額を保険者（後期高齢者医療広域連合を含む。以下同じ。）に返還した上で、改めて労働基準監督署に労災保険給付の申請を行うことが原則とされている。

しかしながら、医療保険給付の返還にかかる被保険者等の負担軽減を図るため、当該被保険者等が保険者への返還を要する金額相当分の労災保険給付の受領について保険者に委任する旨を労働基準監督署に申し出た場合に限り、下記の方法により調整を行って差し支えないこととしたので適切に取扱われたい。

また、各都道府県におかれては、当該方法による調整が円滑に実施されるよう、貴管内の市町村及び国民健康保険組合への周知徹底等をお願いしたい。

なお、本件については厚生労働省労働基準局補償課長より、別添のとおり平成29年2月1日付け基補発0201第1号「労災認定された傷病等に対して労災保険以外から給付等を受けていた場合における保険者等との調整について」（以下「補償課長通知」という。）が都道府県労働局労働基準部長あて通知されているので御了知願いたい。

記

労働基準監督署が被保険者等の傷病等について業務上の決定を行った場合、労働基準監督署は被保険者に支給される労災保険給付の一部を保険者に支払うことにより、過去に保険者から受けた医療保険給付（療養の給付等、現物給付に限る。以下同じ。）についての返還手続きが可能であることを被保険者に教示することとしている。

被保険者等が上記の方法による手続きを希望する場合は、労働基準監督署は電話等の方法により保険者にこの旨を連絡するので、保険者はこれに同意した場合において、以下のア～ウの手順により、被保険者等が保険者に返還すべき医療保険給付の金額について労働基準監督署から支払いを受けることとする。

ア 労働基準監督署から、補償課長通知の別紙1「被災労働者に係る診療報酬明細書等の提出依頼について」が送付されるので、保険者は、被保険者等に返還請求を予定している金額が記載された返還通知書案の写等及び当該金額の根拠となる被保険者等の療養に係るレセプト（診療報酬明細書、調剤報酬明細書及び訪問看護療養費明細書をいう。以下同じ。）の写し（原本証明したもの）を、労働基準監督署あてに送付すること。

なお、労働基準監督署は保険者からレセプトを入手することについて、被保険者等から事前に同意を得ることとなっているが、レセプトには特定の医師等を容易に識別できる情報（医師等の氏名等）が記載されている場合があるため、保険者は医師等に係る個人情報をもマスクした上で労働基準監督署あてに送付すること。

イ 保険者は、労災保険から支給することが見込まれる金額及び支給対象となる期間（療養開始年月日）等について労働基準監督署から連絡を受けた上で、被保険者等に対して返還請求する医療保険給付の金額を確定し、被保険者等あてに返還額及び返還方法等を通知すること。

ウ イにおける被保険者への返還額の通知について、

（1）保険者の指定口座への振込みによる返還手続きを指示した場合

被保険者が労働基準監督署に労災保険給付を請求する際、合わせて当該指定口座を提出することにより、労働基準監督署から返還額と同額の労災保険給付が振り込まれる。

（2）納付書等による返還手続きを指示した場合

上記の方法による返還手続きを希望する被保険者から保険者に申し出があるため、保険者は労働基準監督署が労災保険の給付金を振り込めるよう、指定口座を当該被保険者に通知すること。これにより、（1）と同様の方法で返還額が振り込まれることとなる。